

平成31年4月30日等における公の施設の供用等に関する条例（平成31年3月28日京都市条例第44号）（行財政局総務部総務課）

平成31年4月30日から同年5月2日までの日及び同年10月22日について、公の施設（一般の休日に供用することとされているものを除く。）を供用せず、また、本市の休日及び職員（一般の休日に勤務を要することとされている者を除く。）の休日とする等の措置を講じることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

平成31年4月30日等における公の施設の供用等に関する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

平成31年4月30日等における公の施設の供用等に関する条例

公の施設を供用する日若しくは供用しない日、公の施設の使用に係る使用料若しくは利用に係る料金、本市の休日又は職員の勤務条件を定める条例、規則等の規定（市長が定めるものを除く。）の適用については、平成31年4月30日から同年5月2日までの日及び同年10月22日は、国民の祝日に関する法律（以下「法」という。）に規定する休日とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定により法に規定する休日とみなされる日における公の施設の使用に係る使用料及び利用に係る料金に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（行財政局総務部総務課）